

## 自己評価報告書

平成23年 4月20日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008～2011

課題番号：20730059

研究課題名 (和文) M&amp;Aにおける表明保証違反の問題を巡る理論と実務の架橋を目指して

研究課題名 (英文) The problem of a representation and warranty in M&amp;A contracts

## 研究代表者

渡邊 拓 (Watanabe Taku)

横浜国立大学・国際社会科学部・准教授

研究者番号：80303519

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法

## 1. 研究計画の概要

本研究では、企業買収契約における表明保証の問題について、ドイツ法、アメリカとの比較研究を行い、その知見を実務家にも利用しやすい形で明らかにし、企業買収の場面の表明保証がいかなる法的意味を持つのかを民法学の視点から、比較法研究を通して明らかにしようとするものである。

## 2. 研究の進捗状況

本年度は、前年度に引き続いて、日本法における判例・学説を分析し、日本法における表明・保証責任の位置づけを明らかにした。そのうえで、さらに、日本法では、そもそも表明保証責任を問う前提として、企業買収を行う際に、デューディリジェンス (企業監査) を行うことが取引慣行であるのかがそもそも問題となることを明らかにした。そして、ドイツ法におけるM&A実務についての判例・文献等について比較法的分析を行い、それによって、ドイツにおいても、日本法と同様に、表明保証責任を問う前提として、デューディリジェンスが取引慣行であるのかという点については、そもそも争いがあるが、デューディリジェンスの不履行自体が重過失を構成しないことについて争いがないことが明らかとなった。以上の成果について、神戸大学民法判例研究会や横浜実務民事法研究会において報告し、研究者・実務家のレビューを経たうえで、それをまとめたものを「企業買収契約における表明・保証違反と重過失免責」として、横浜国際経済法学19巻2号 (2010年12月) に公表した。

さらに、表明保証責任と関連して、ドイツ法における性質保証責任についても、派生的な成果として、「売買目的物の性質を保証した場合の売主の責任について」を、横浜国際

経済法学19巻3号 (2011年3月) に公表した。

## 3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

2009年度には、ドイツのケルン大学において、1ヶ月弱滞在して、研究することができた。2010年度には、日本法とドイツ法の比較検討の成果について紀要に論説を公表することができ、さらに、派生的成果として、性質保証に関する論説も公表することができた。

## 4. 今後の研究の推進方策

今回の研究成果をまとめて、研究会等において、研究者・実務家の批判を仰いだうえで、これまでの代表者の研究成果と併せて、博士論文としてまとめて公表する予定である。

## 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕 (計2件)

- (1) 渡邊拓 「売買目的物の性質を保証した場合の売主の責任について」 横浜国際経済法学19巻3号 (135-150頁) 2011年3月査読なし
- (2) 渡邊拓 「企業買収契約における表明・保証違反と重過失免責」 横浜国際経済法学19巻2号 (1-38頁) 2010年12月査読なし